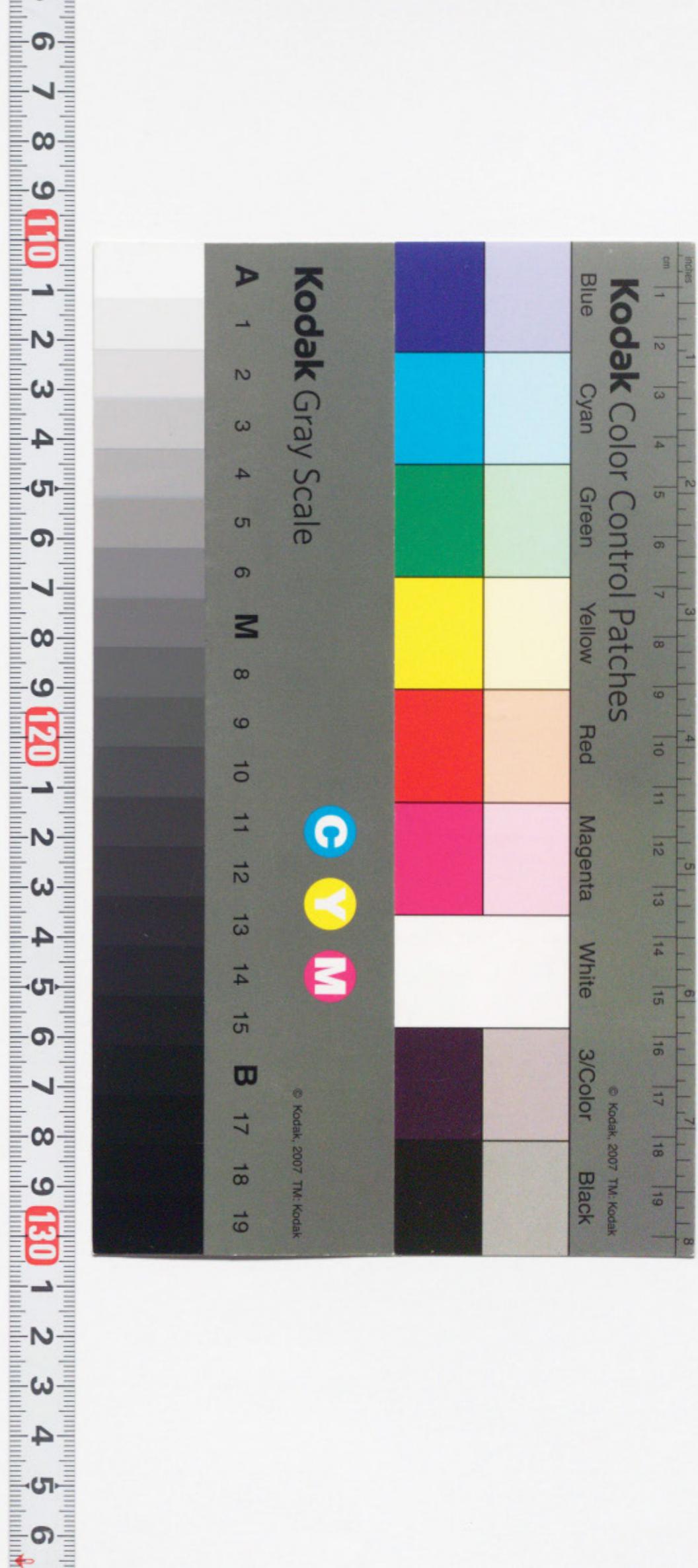


旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 VII

平成二十九年三月

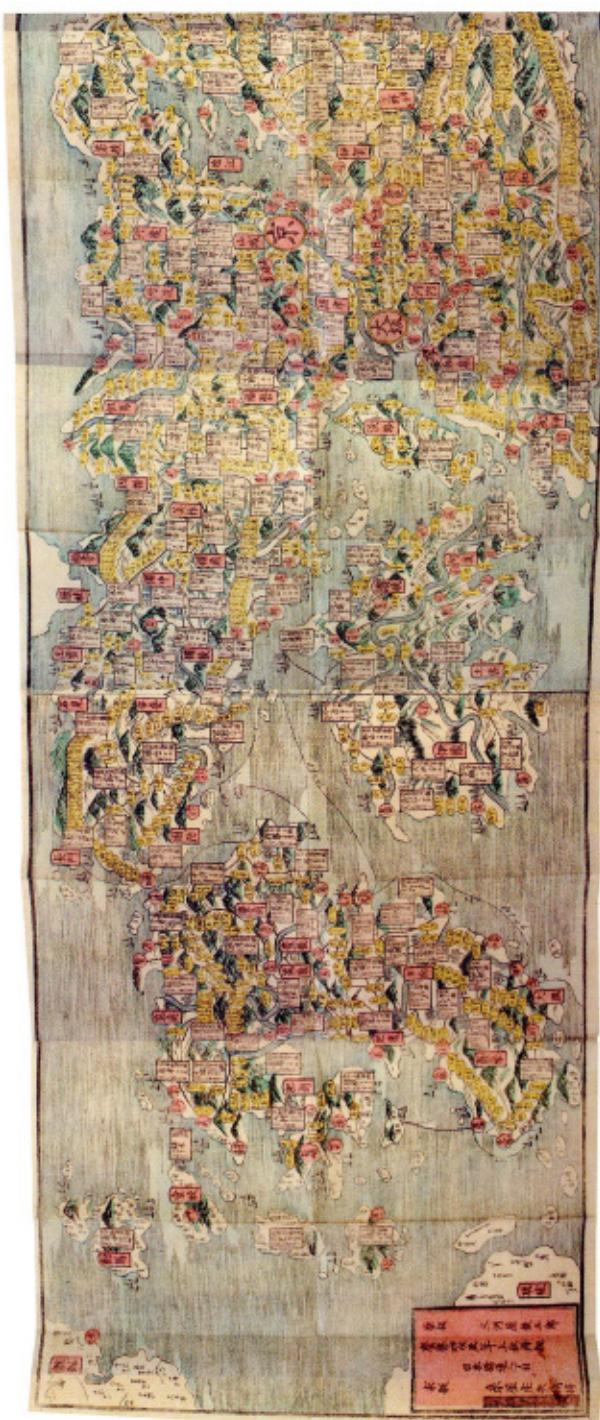
各務原市資料調査報告書第四十二号





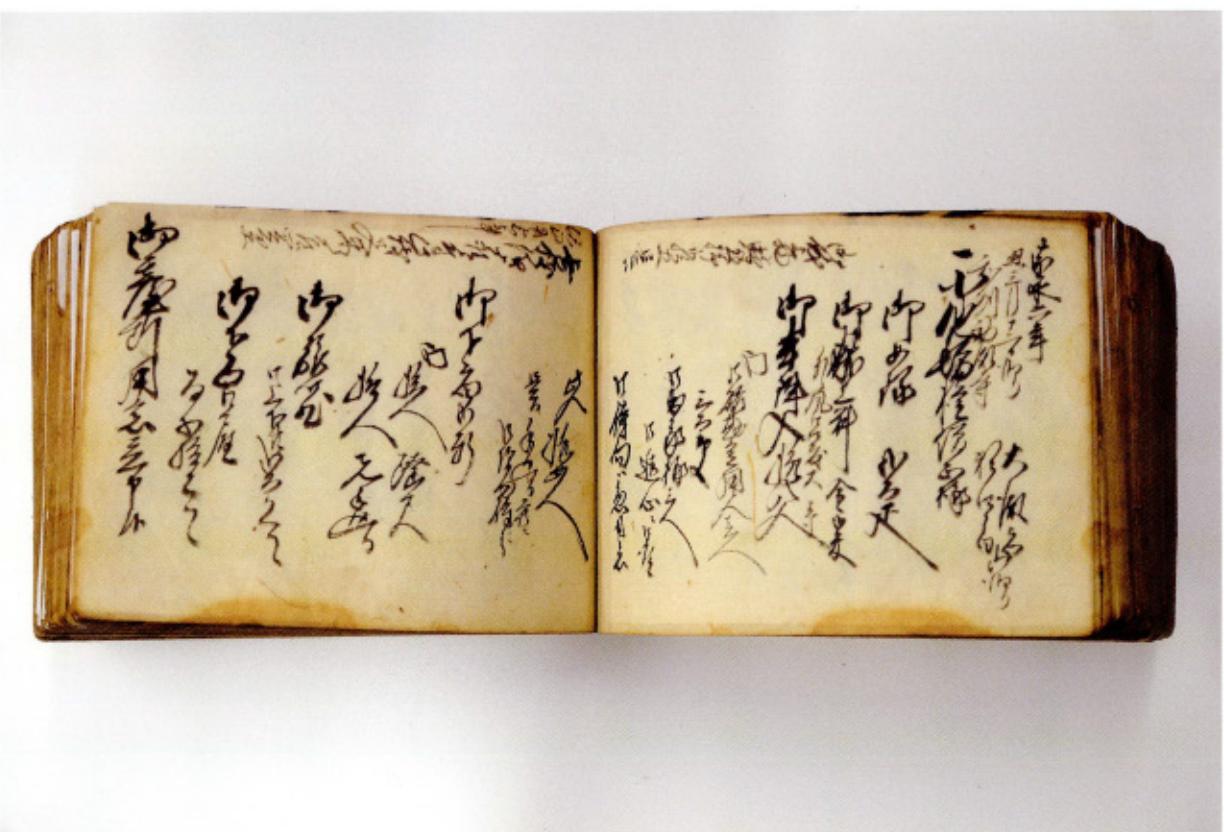




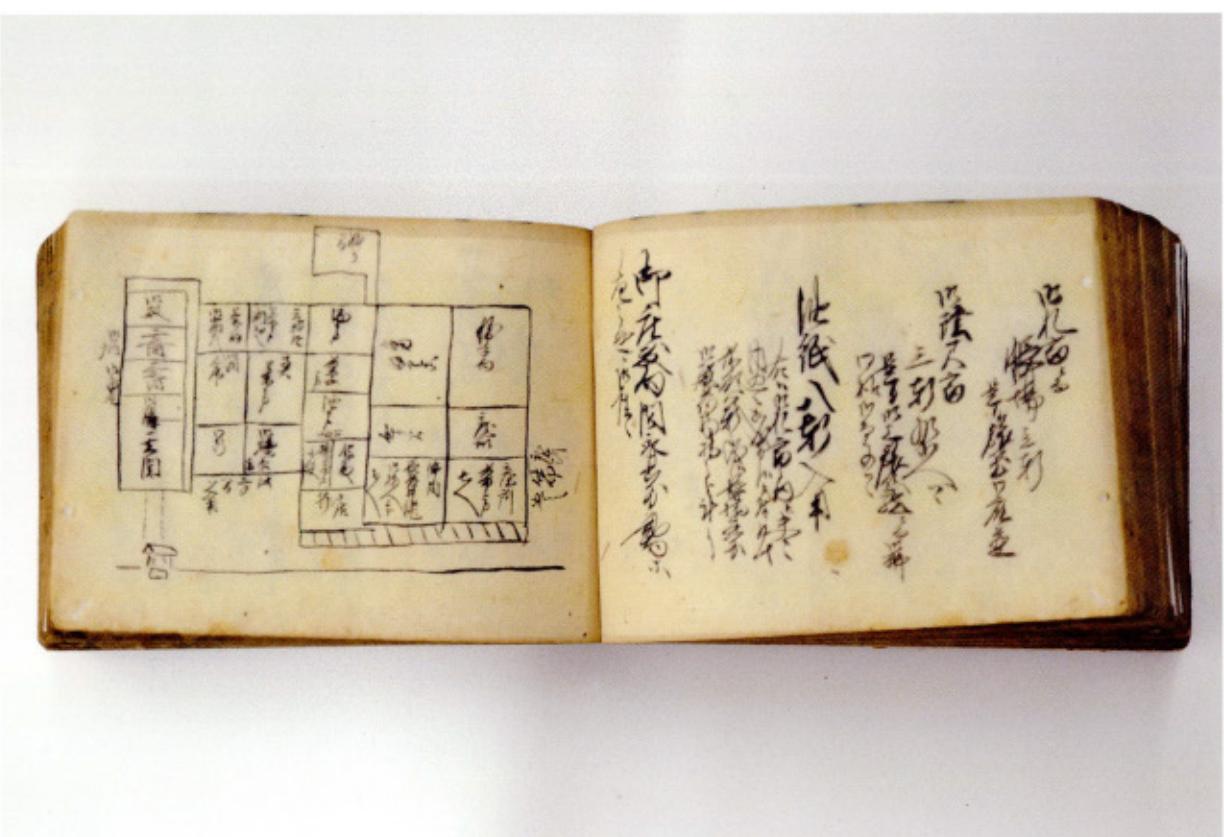




口繪四



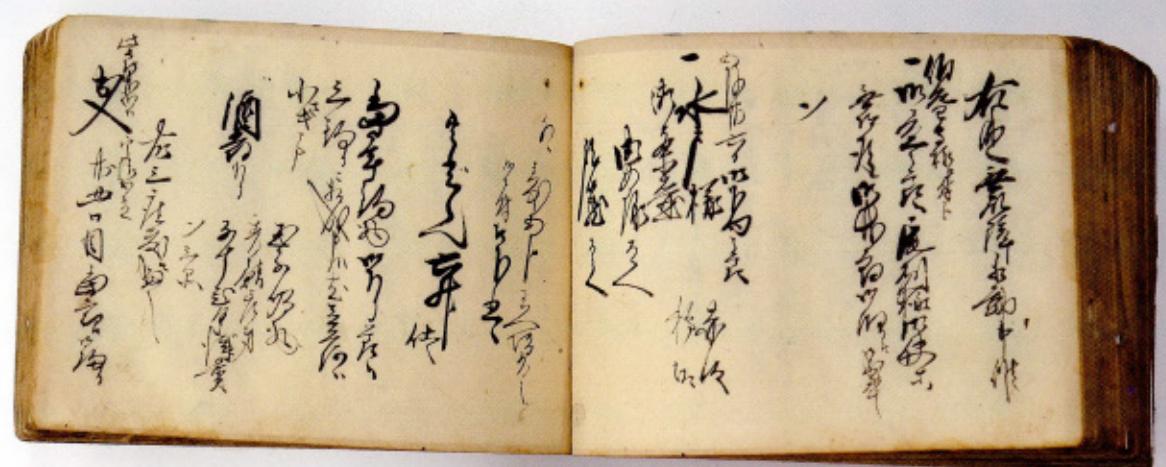
口繪五



口繪六



口繪七



## はじめに

歴史民俗資料館では昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第四十二号として、『旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書VII』を刊行いたしました。本書には、桜井家に残されていた史料である「本陣覚書」の中から、弘化三年（一八四六）五月から安政二年（一八五五）五月までの分を収録しました。

収録した史料の大部分は、本陣に宿泊した大名・旗本・高位の僧侶・貴族の記録です。その中には、日光例幣使や毎年の水戸様の茶壺の通行の記録があります。さらには、江戸で亡くなつた若様の遺体を国許まで運ぶという記録もあります。また、嘉永二年（一八四九）に後の十三代将軍徳川家定に嫁いだ寿明宮の通行に関する記録があることは注目されます。尾張藩の勘定奉行・作事奉行一行が名古屋からやって来て、本陣や御膳水の場所を詳細に調べたということです。尾張藩の役人一行に、当主の桜井吉兵衛が大いに気を遣っていた様子がうかがえます。そのほか大名同士の宿泊が重なり脇本陣へ移動する様子、大名家の経済事情をほうふつとさせる儉約記事などもあり、なかなか興味深い内容です。多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、本陣の記録の中から、江戸時代末期の街道を中心とした様々な様相を感じとつて頂ければ幸いです。

最後になりましたが、今回も「桜井家文書VII」を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説をしてくださった岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生には多大なご尽力をいただきました。お二人の方には深く感謝いたします。

平成二十九年三月



# 口 絵 次 目

史料解説文	はじめに	例言	口絵
口 絵 一 大日本道中細見記（慶應四年（一八六八）七月再板）	嘉永二年（一八四九）寿明宮通行に関する記述	（本文31・32頁）	5
口 絵 二・三 嘉永六年（一八五三）三月十二日長谷寺小池坊權僧正宿泊記録の書入れ	（本文60・61頁）	3	1
口 絵 四 安政二年（一八五五）二月十五日松平内蔵頭宿泊時の座敷図	（本文85頁）		
口 絵 五 安政二年五月三日水戸様上り茶壺行列宿泊の記録	（本文91頁）		
口 絵 六 安政二年五月二十六日水戸様下り茶壺行列宿泊の記録	（本文97頁）		



## 例 言

一 本書は、各務原市資料調査報告書第四十二号として、旧中山道鵜沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解説文を収録したものである。

一 史料の名称は「旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。

一 解説文の書式は、縦三十字・横二六行の二段組とした。

一 史料の解説にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。

○用字は常用漢字音訓表記にしたがう。

○異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。

○花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・印とし、割印は（印・印）で示す。

○冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。

○解説者が加えた傍注は、すべて（マ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（ママ）・（カ）を記入する。

○本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。

○史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」・「をもって示す。

○史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。

○奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。

○下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。

一 揭載史料には表紙が欠落しているが、「本陣覚書」と標題を付けた。

一 史料名の下に（ ）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、収録史料「本陣覚書」は二冊からなっているので、それぞれに枝番を付けた。  
一 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。

史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。

本書に掲載した史料の写真は、口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。

史料の解説は岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生によるものである。

# 史料解讀文

○本陣覚書（一一三一）

		御湯殿	三本
		油紙	四軒
	御旅籠代上分	式百三拾弐文ツ、	御次下分
	御宿割之儀者	右者御宿割之儀者前日ニ相見候	武百拾弐文ツ、
	桶川	五月十三日十四日十五日十四由十五由十五日十五日十六十七日	右之通り急度相勤申候
	本庄	十六日十七日十八	五月十一日
	安中	十七八九	竹嶋惣太夫
	和田	十八九廿日	竹嶋五左衛門
	洗馬	十九日廿廿一日	京極甲斐守内
	御留野	廿日廿一廿二	
	大久手	廿一日廿二日廿三	
	鵜沼	廿二日廿三日廿四日	
	垂井	廿三日廿四廿五	
	愛知川	廿四廿五廿六	
	福嶋	廿五日廿六廿七	
	大津		
	鵜沼泊		
	小原仁兵衛様		
	御宿入五拾疋		
	御人数上下ニ而		
	御旅籠之儀者		
	但シ六尺・日雇方共		
	右之り相勤申候、已上		
	午五月廿二日	弘化三年	午五月廿六日
一京極甲斐守様御泊	大久手	弘化三年	一大垣様御家老
御宿料	鵜沼	午閏五月四日	大垣立
御本陣入	式百五拾疋	一松平左衛門尉様	鵜沼泊
御下宿札		御家老様	
四軒		岡本倭氣之助様	
		鵜沼	
		垂井	
弘化三年			
午五月廿二日			

右之通五月廿日八ツ時太田より  
□□早々加納へ 有之廿二分

但シ六尺・日雇方共 是分ハ百六拾四文ツ、  
右之り相勤申候、已上

御宿料  
御本陣入  
御下宿札  
四軒

御宿入百疋  
御旅籠壱人ニ付  
上分式百廿四文ツ、

下分式百文ツ、

御人数拾九人也

風呂式本

右之通り相勤申候

弘化三年

午閏五月五日

一土井能登守様

垂井うゐ

奥女中

一御茶代之儀者壱文も御座なく候

一御献上物差上候処御請取有之候得共、右献上料之儀も壱文も無御

一御旅籠之儀壱人ニ付

上下共貳百五拾八文ツ、

右者此女中様新加納迄引ニ遣つかわし申候

右之通り相勤申候、以上

同年同月七日

一土井能登守様御泊

垂井うゐ

御宿入 壱両也

御本陣入 廿六人

外ニ拾三人通日雇入

御下宿 拾九人

日雇宿 壱軒も無之

御旅籠代之儀者 上下共貳百文ツ、

御獻上物御断也  
右之通り相勤申候

一筆致啓達候、小笠原左京太夫儀當六月在所へ之御暇被下之候へ  
者、同廿六日より七月五日迄之内江戸発足、日光山へ参詣、夫よ  
り木曽路通二十一泊二拾二日限り伏見着之積りを以もつて、被滯旅行  
候

小笠原左京大夫内

大半七月二日より五日迄之内

閏五月十日 青木庄七

七月十一日より廿日迄

大井泊 細久手休

御嶽泊

七月十三日より廿二日迄

鶴沼休 加納泊

右之通り通閏五月十九日御飛脚より被仰付候、御治定者近日御さた有  
之候筈

弘化三年

午六月十七日

一芸州様御家老

大久手

山田監物様けんもつ

鶴沼 泊

御本陣入廿式人

御馬 式疋

但シ 本陣入

御旅籠代

上下共武百七拾二文ツ、

御宿入 式朱也

外ニ日雇方 三人別払

御風呂御取湯共 三本

御下宿式軒 拾三人ツ、

拾壹人ツ、

右之通り相勤申候、以上

先触

一 摂津守儀大坂御加番交代相済帰府之節、中山道十七日振被致旅行  
候、依之宿割之者來廿五日指立候間可被得其意候、尤倉野(倉音野)  
宿より玉村五料芝宿、伊勢崎天増寺江一日逗留ニ而同所十より  
境村中瀬熊谷江罷出候、委細宿割之者可申達候、小休并泊差  
合有之候ハ、宿割罷出候節前宿泊迄其旨可被申達候、以上

七月十五日 大須賀小左衛門

稻垣摂津守内

小休泊

御本陣中

泊附添

泊り附

八月三日

伏見

鳥居本

五日

須原

九日

下諭訪

十一日

坂本

十三日

天增寺

十五日

大宮

十六日

十四日

十八日

十一日

二十二日

十二日

二十三日

十三日

二十四日

十四日

二十五日

十四日

二十六日

十五日

二十七日

十六日

二十八日

十七日

二十九日

十八日

三十日

十九日

三十一日

二十日

三十二日

二十一日

三十三日

二十二日

三十四日

二十三日

三十五日

二十四日

三十六日

二十五日

三十七日

二十六日

三十八日

二十七日

三十九日

二十八日

四十日

二十九日

四十一日

三十日

四十二日

一ノ月

四十三日

二ノ月

四十四日

三ノ月

四十五日

四ノ月

四十六日

五ノ月

四十七日

六ノ月

四十八日

七ノ月

四十九日

八ノ月

小休

鶴沼

武佐

牧方

ひらかた

三留野

洗馬

追分

芝宿

鴻巣

太田江

繼便申候、以上

右之通午七月廿一日夜加納より請取、即刻

太田江繼便申候、以上

和田

安中

中瀬

板橋

大久手

福島

和田

安中

中瀬

板橋

大津

関ヶ原

草津

河渡

中津川

望月

葛原

倉ヶ野

熊谷

四日

六日

八日

十日

十二日

十四日

十七日

四日

六日

八日

十日

十二日

十四日

十六日

十八日

二十日

二十二日

二十四日

二十六日

二十八日

三十日

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

四ノ月

五ノ月

六ノ月

七ノ月

八ノ月

九ノ月

一ノ月

二ノ月

三ノ月

芝垣万兵衛相添

外ニ三百文 格別御叮囑ニ付相増ニ而頂戴 仕候

御上下共不残酒出し申候

つかまつり

御本陣入上下 十七人

風呂 取湯共 弐本

御馬なし

御旅籠上下共 弐百四拾八文ツ、

但シ御上様計 弐人前御拵之事

御宿入 南録 壱片

御風呂之儀者御取湯勝手

風呂共式本相立申候

弘化三年午八月三日

一長崎御奉行

細久手

平賀信濃守様

鵜沼泊り

御宿入式百疋

外ニ五拾疋

是者獻上物仕候処 御差戻シ相成候得共、御挨拶として被下候

御旅籠 御上分

御下分

百四拾八文ツ、

御宿割前日

七人

内式人上 本陣

五人

下

前日

荷物宿壱軒四人

河内屋

長持 八棹

本陣へ預

駄荷 拾式駄

河内屋入

右之通り相勤申候

一紀州様御家中

御書院番頭

山田八左衛門様

御上下拾式人様

御旅籠壱人ニ付

御宿入 武朱

皆本陣入

式百廿四文ツ、

御当日

(御本陣入 三拾三人

下宿 拾八軒

メ百七拾人 上拾九人

百七十式文

下百五十三人 百五十文

外ニ 分払八人 □□ 百五十文払

宿割より上分百六十四文下分百文と申事ニ候得者、御当日御願申上三ツましニ相成候

一御勘定

宿橋屋

一御普請

平右衛門

ノ俄ニ加納ヘ御打越ニ相成申候

前日 人足

当日 人足

馬

一御所用

御代官代

吟味役 村瀬新十郎様

支配勘定壱人

御手控

今晚当駅御泊ニ付、御所用も候ハ、可承旨被申越候、且使可被差

出候得共、省略中ニ付其儀無之候、此段も申添候との義ニ御座候

尾張殿 太田御代官代

村瀬新十郎

使者之間三間ニテ夫より二ノ間へ御引、御奉行様二ノ間迄御出迎、

御使御一同之御居間へ御入被成候間、御挨拶有之御用相済之上、またノ二ノ間迄御奉行様御見送り、夫より御用人衆御使者之間迄御見送り、夫より御取次衆敷台迄御見送り、御使者かへし、給人衆

門前へ御出相済申候

右之通相勤申候

丙午弘化三 八月七日

一稻垣撰津守様

御下り 御昼休

大坂御加番

御目録百疋

御膳めし 三拾六七人計  
見なし 膳めし

外ニ 御馬宿 壱軒

此人拾弐人

御馬壱疋ニ付 武勿ツ、御払

御宿割之御方 二三日前ニ御出之事

六尺衆 九人

拾人計御次通り

跡者中小姓徒士之衆

右之通御改之上留置也

弘化三丙午五月廿六日頃

一井伊掃部頭様御上り

右御当宿ニ御昼夜之由御触參り、尤御宿割り御役人より被仰付候處、俄ニ御急キニ相成、當宿御昼夜不用ニ候間、手当いたし候宿々迷惑之筋格別ニ相歎キ候處、漸七月下旬彦根表より本陣へ金武分、





一四人

此旅籠四百文

しま屋

一

立花や  
茗荷屋

覺

右者肥前守様此度御暇ニ付、来る六日当地被致發足有所江被相越候、  
人馬無遲滯御差出シ可給、此段為可申入如此ニ付以上

永井肥前守之内

仙石五郎右衛門印

九月朔日 片岡左富印

泊付

九月六日 大宮 熊谷

八日 倉ヶ野 坂本

十日 塩名田

十二日 和田

十三日 中津川

十四日 野尻

十五日 塩尻

十六日 飛驒御郡代

十七日 鶴沼

十八日 關ヶ原

十九日 泊

十六日 細久手  
十七日 鶴沼

加納に着

右者御宿割之御方者九月四日御出立同月

十四日 細久手

十五日 鶴沼

右之通り御座候、早々加納江継立

弘化三年九月廿四日 細久手

一永井肥前守様

御宿入 壱両

御下宿 六軒

油紙 七軒

御旅籠弐百文ツ、

日雇 百五拾文ツ、

風呂三本

右者御宿割前々日宿込ニ御出被成候

右之通り相勤申候、以上

御宿割上下三人様也

御上下拾人

外ニ 下宿手廻拾壱人本陣へ打込

御手代様三人 宿河内屋

メ廿四人 上壱人弐百文払

下廿三人百五十払

御宿入壱分弐朱也

右者越前より飛州へ御引取之節御檢見御帰り

十月六日

本陣

御昼休

一成瀬又太郎様

御上下拾人

木錢米代三百七十六文

同

一渡辺三十郎様

脇本陣

御上下七人

木錢米代

御普請役

一 村勘兵衛様

河内屋

梶山鉄六様

坂登八郎様

メ上下七人

木錢米代

右者大垣へ御出之節御休被成候、以上

弘化四未年三月廿七日

鶴井泊

一木下右衛門佐様 御泊

鶴沼泊

御宿料 銀壱枚

為金弐歩弐朱ト弐百文

御本陣入人数 三十六人

札宿十七軒

油紙四軒

御旅籠壱人ニ付百八十八文ツ、

御宿割七人、但前日ニ御出御宿割可被下候

御取湯壱本、にいふろ壱本、中湯壱本、新湯殿壱本

メ四本

帳簿払之旅籠壱人ニ付、百四十八文ツ、御宿割よりハ七八軒と言

御約束やく足ニ御座候へ共相減候

御見マツコ江門前と御天と弐度御座候、左様ニ御座候、以上  
右之通ニ而相勤申候、以上

鶴沼宿

桜井吉兵衛

弘化四年三月晦日

御國御出立之鶴沼宿御泊

メ竹中図書助様 御下り

御宿入 式歩

御下宿三軒、組日雇宿共ニ御座候、御上下共壱人ニ付百八拾八文ツ

、御上御壱人前式朱ト相極メ、風呂場取湯とも四本相立申候、馬も私し方江入、人数ハ廿八人前御本陣江入、下か式人に七人ニ十三人と三軒ニ御座候、但十三人の方ハ日雇宿ニ御座候、下宿之名前河内やと絹やと越後やと三人ニ御座候、越後やハ日雇宿ニ御座候、宿割ハ当日、但七ツ時頃ニ御差被下候、御目見江も無御座候、以上、帳場払之義ハ壱人ニ付百四拾八文ツ、

御膳めし四拾人計内廿人六尺  
御宿割四五日前ニ御越し被成候  
御同勢衆五人御支度等入不申候  
御台所立申候

右之通ニ而相勤申候  
未年三月晦日

御本陣

桜井吉兵衛印

弘化四年四月十三日

垂井

一大津惣代衆

鶴沼

御上下五人様

御本陣入五百文

御旅籠

御上式人様 式百五拾文ツ、

御使三人様

式百文ツ、

✓

右之通り相勤申候、以上

弘化四年未四月廿一日

太田御泊り

松平攝津守様

鶴沼御休

御宿入五百疋

加納御泊

献上物五拾疋

八重桜五合壱ツ

御旅籠三拾人計

七拾式文ツ、

右之通り相勤申候

弘化四年未正月廿八日御下り

加納泊

一薩摩様御若殿

う沼休

松平修理太夫様

御昼夜休

御宿入銀三枚

御嶽泊

献上物御断

膳めし百五拾人前計

御旅籠なし

御下宿四軒

御台所廻□八人

其夜合ひ客廿式三人御留メ置候処、御上ハ内々御聞済ニ御座候処、  
御台所之下男入組出し、夜中□々か□□其内ニ鳥の声いたし候付、  
其儘ニてねいり一切□済不申相増申候、重而ハ勝手上段之仏間□

ニ御留メ候事

一日雇人足七拾人

馬三十五疋

右ニ□□人足百人

馬五十疋

用意仕候

一人馬方

太田方御同心衆様壱人御出張被成候

御関札式枚

御宿割 五人前日ニ御出被成候

右之通相勤申候、以上

弘化四年未五月五日

大久手

一伊達遠江守様

御泊 う沼 上り

宇和嶋少将

御宿入 金式兩  
御本陣入 人数

三拾三人

御馬宿打こミニ而右之人數、御馬四疋

人拾六人 内 九人旅ご・七人帳ば

御宿割前日ニ御越被下候

上壱人・次式人・下式人

御目見無御座候、以上

御旅籠之事ハ当日ニ御取極之事、御旅籠壱人ニ付百八拾文ツヽ、

但御上下共

御風呂場御取湯共四本相立申候、以上

御下宿之義ハ 札宿式拾軒

油紙 拾軒

御關札ハ式枚 西ハ常右衛門・東ハ国左衛門

但宿割が持參之事

献上物ハ上り不申候、以上

御馬宿之義ハ御願之上打こミニ相成申候、以上

内々 やとい分三人 久吉・清六・おせん

御殿様御ちやくハ七ツ時、御立は七ツ之御立ニ而部しげハなく候、  
賃馬朝御立之時ニ間ニ合不申候、甚夕めいハく仕候、於此後御通  
行之節ハ相こゝろ江申候事



右之人數御上共ニ 四拾四人之内

御上共ニ 式拾武人御旅籠拵

残り之人が帳場拵

御風呂ハ御取湯共 四本

内之はたらき分

やトイド 三人 久吉・清六・おせん

御宿割ハ当日七ツ時ニ御着被下候、宿割より先ニ日雇頭か壱人相見江候

御殿様御ちやくハ七ツ半時ニ御着被成候、以上

右之通りニ而相勤申候、以上  
御本陣亭主 桜井吉兵衛

弘化四未年八月晦日 八月廿八日 大久手泊  
専<sup>(和白)</sup>たい様御家老 八月廿九日 う沼泊

弘化四未念五月十四日 加納宿御出立ニ而  
未 五月廿一日 鶴沼宿 御本陣亭主 桜井吉兵衛

一永井肥前守様 御昼休 鶴沼宿  
御宿入 金毫歩

御宿料 三百疋  
御本陣入人数 三拾七人

御高 三万五千石

御下宿 札宿 五軒

あふら紙 四軒

日雇宿旅ご之処ハ 壱人ニ付百四拾八文ツ、  
御供そろいの部し義ハなし

右之御宿割様前々日ニ御越有之候処、御昼休御座候哉、又ハ無御

座候哉御尋申候処、宿割申され候様ハ、此度ハ嚴種ニ而通行いた  
し候処、差懸りニ而御願申上候との御さたニ御座候、其ニ付内男

御台所相立申候、以上

ヲ御途中迄御迎ニ出し申候、但朝早おきニいたし差遣し候、右之趣ニ候間、宿割申され候とハ角別相違候間、此後ニおいて御通行節ハ右之趣相心得可者也

御昼ハまくなしニ候

御殿様御ちやくハ九ツ時、御立ハ九ツ半時之御立  
内之やトイド 式人 久吉・おせん

御風呂ハ御取湯共 四本

内之はたらき分

やトイド 三人 久吉・清六・おせん

御宿割ハ当日七ツ時ニ御着被下候、宿割より先ニ日雇頭か壱人相見江候

御殿様御ちやくハ七ツ半時ニ御着被成候、以上

右之通りニ而相勤申候、以上  
御本陣亭主 桜井吉兵衛

弘化四未年八月晦日 八月廿八日 大久手泊  
専<sup>(和白)</sup>たい様御家老 八月廿九日 う沼泊

弘化四未念五月十四日 加納宿御出立ニ而  
未 五月廿一日 鶴沼宿 御本陣亭主 桜井吉兵衛

一永井肥前守様 御昼休 鶴沼宿  
御宿入 金毫歩

御宿料 三百疋  
御本陣入人数 三拾七人

御高 三万五千石

御下宿 札宿 五軒

あふら紙 四軒

日雇宿旅ご之処ハ 壱人ニ付百四拾八文ツ、  
御供そろいの部し義ハなし

風呂取湯共四本立ツ

御宿割上下七人四日計り前ニ御出被成候  
御殿様御ちやくハ七ツ半時ニ

内之やといどハ 壱人 おせん計

〔御膳めし〕 四拾弐人  
下宿 なし

御関札壹本立ツ 但門前ニ

御旅ごハ大払之事

御料利間ハ立チ申候

右之通りニ而相勤申候、以上

御本陣主

八月晦日 桜井吉兵衛

九月十日 大久手

水戸家老 鶴沼

一興津能登守様 御泊

御宿入 百疋

御旅籠上分式百五拾文

御次通 式百拾六文

御上様壹人五百紋

御馬壹疋 五百文

下宿 三拾 内式拾軒之処

御本陣江

内込 下宿壹軒

右之通り慥ニ請取申候

弘化四年九月十三日

一御公家

武田大膳大夫様 御昼

御宿入 加納 鶴沼 御嶽

不分百文払

一公家衆

織田大膳大輔様下宿

弘化四年九月十三日□

大久手

一御公家衆

織田大藏大輔様 御泊

御嶽

御宿入 四拾弐人

鶴沼

御下宿 八軒

内式人台所之衆引上ニ也

御下宿先ニ写ス

御旅籠不残 百文ツ、御払

但シ大払也

御下宿先ニ写ス

右之通り相勤申上候

弘化四年九月十四日

一小野朝右衛門様

御宿入 式朱也

御旅籠代 七拾式文ツ、

御本陣入 式拾壹人

御下宿者御手代三人之処下宿ニ申付置候処、此後ハ本陣江  
内込候との申付ニ候間、来年之御出候儀ハ本陣ヘ内込候也

一御馬堺疋

四人分払

一先手廻七人

一阿部様御宿五人

一徒士六・七人

一元ノ三人

六尺

一六人

一跡手廻り六人

一足輕四・五人

未年十月十日夜 赤坂泊鵜沼宿

一加藤弥治郎様 御泊り・御下り

坂井左右門尉様

御同勢四拾六人

御家老

此内 三拾式人 御本陣入

後ハ 御上下共式百八拾文ツ、

式朱ハ御引上

御上壱人 五百文

但式人払

御風呂場取湯共三本相立申候、以上

御目録 百疋

御馬堺疋 本陣江入

右之通りニ而相勤申候、此ハ京都ニ而御具そくいニ付、御上京

十助

徳治

脇本陣

河内屋

平右衛門

林右衛門

周<sup>(合意)</sup>三郎

江戸屋

高瀬鍬<sup>(カ)</sup>三郎様

川村与十郎様

太田方

伊藤三藏様

ノ武人

三人御宿岩井屋

一御境目上庄屋兩人出迎

一宿口御迎ひ宿役人共揃・羽織 褒

一御本陣宿口御迎上下

一宿まき砂用水出し

一往還掃除并堤通り同断

一惣役人并御村廻り迄触事も可申候様、以上

右ハ錦織御見分として御越し被成、夫より於御見分御越し之事

被遊候間、当宿御泊り被成候、以上

弘化四年十月晦日

一御例御用人

一滝川權十郎様

一大目付支配

一御上下式拾壱人

一伊藤三藏様

一太田方

一高瀬鍬<sup>(カ)</sup>三郎様

一川村与十郎様

一ノ武人

一三人御宿岩井屋

一宿口御迎ひ宿役人共揃・羽織 褒

一御本陣宿口御迎上下

一宿まき砂用水出し

一往還掃除并堤通り同断

一惣役人并御村廻り迄触事も可申候様、以上

弘化五年三月九日 此年嘉永元年と年<sup>(合意)</sup>こふかわり

一小池坊權僧正様 大久手・鵜沼

御目録 式百疋

御献上料 式朱

御旅籠 上分 拾壱人 武百文ツ、

下分 十壱人 百七拾文ツ、

出金三両武分武朱ト ◎五百文

御下宿式軒

内七人

拾人

右者此節京都六条様ニ而御開帳有之、越後之定客之御方々多く相見得候、無余儀相宿仕候処、押之者此客を見付かれこれと六ツヶ敷申懸られ、甚以迷惑仕候間、以後者急度相宿致間敷候事

一加賀宰相様 御昼休

御宿割之衆御同勢七八拾人計

内拾武人者本陣支度

此内 上分 武人

中 六人  
下 四人

尚々 別段御叮寧ニ仕候処、金武朱御上より御口入等として

右者加州様御宿割様之儀成丈中返り之此六人□□

御家老衆の宿之儀者当日右の内御家来衆参り御約束之事

日雇人 源吉、五兵衛、武助、

内男・武人、女・三人、外女・武人

会所 武ヶ所

内 謄役 色々ニ而拾武人ツ、

御目録三枚

但シシ白銀ニ而

外ニ 式枚 是ハ別段御手当として下置候

メ 五枚

御下宿之儀者

御先供之衆 宿壱軒

但シ此方 「科取候用」

内 「科取候用」 壱軒

外ニ御本陣入馬 武疋

御昼旅籠之分ハ

壱人ニ付 壱人ニ付百三拾武文ツ、

三四拾人の余

御六尺衆 廿五人膳めし

外ニ 三拾人程同断

メ 米三斗五升煎候処壱斗程余り

此後御通行之節ニ者御宿迄罷出御殿向其外置替、御せちん御修復と  
ふ之事、下役の衆へ宣敷願置、当本陣御見分の節宣敷御取つくり  
被成候様可致事

右之通り此記録筋と御見分被成候て御勘考之上御勤メ可被成候

之事、十九人ハ御次通式百文ツ、六人ニハ同式百文ツ、右  
之内七人ハ手廻ニ候得共、うち込相願聞済御座候間相勤申候、  
以上

風呂場 三本

嘉永元年 御嶽宿

四月十一日 加納宿

一池田岩之丞様 御昼夜休

金五拾疋 御目録

御本陣入人数式五人

御払御壱人ニ付

上 式人前次下之分 七拾六文ツ、

一下宿式軒

右者此御方御奥様共御出被成候

御献上物等仕候処、別ニ御献上料ハなく候間、以後者献上物出シ

不申事

嘉永元年申四月廿八日 たる井泊・う沼泊

一紀州様御側御用人

小谷作内様

右人伴 同若様

御宿入 金百疋

御本陣入人数 惣メ式拾八人

右人数之内、御上式人ハ四百文ツ、式人様ニ而金式朱之御払

新湯殿 中湯殿  
庭壱本

風呂場 三本

六尺衆人八人

下宿壱軒

ゑびすや

御献上料

式朱

やとい人式人

清六・ひきぐ

右之通りニ而相勤候、以上

嘉永元申年五月四日

一加州様分家大正寺

一松平備後守様 御泊り

金三両 御宿入

知牧献上仕候処、献上料壱文ニテ無御座候間、重而不出し申

候事

御旅こ御壱人ニ付

式百廿文ツ、弁当付、式百文ツ、弁当無

分払 百七拾式文ツ、弁当付

札宿三拾五軒、油紙無し

取湯共 風呂場四本立ツ

内七人先賄残而式拾壱人御本陣賄ニ相成  
馬宿打込ニ相成 馬三疋 人拾人  
取湯共 風呂場三本

御本陣入 人数廿人

少勢ニ付馬宿打込相願済ニ成る

御馬三疋 人十六人

二口ノ人數三拾六人

馬三疋

昼付ニ付払方九百文ツ、之當、重而御通行之節ハ馬寄せひ

ノ相願ウ可事

御旅籠ハ名々御払之事

御関札式枚御役人前々日ニ三人、壱人付式百五十文ツ、御払

御宿割前日御越被成候人九人、壱人ニ付式百五拾文ツ、御払之事

外三百文御茶代

右之通ニ而御通行御座候、以上

嘉永元申五月六日 御泊

一伊達若狭守様 御上り

五百疋 御宿入

壱両壹分也

御旅共 上下共 弐百文ツ、

御献上相済申候、以上

右 百疋 御献上料

御本陣入人數式拾八人

馬宿打込ニ相成 馬三疋 人拾人

取湯共 風呂場三本

御旅籠ハ大払之事、御まくハ三ツ玄関上、御門并ミセ

御札宿拾四軒

油紙

八軒 内壱軒ハ帳場ニ成

右御関札式枚

是御役人ハ前々日ニ御越被成候人三人、右三人者為旅ニ代と金式

朱御払被成候

御宿割ハ前日ニ御越被成候人六人、為旅籠壱人ニ付式百文ツ、払  
被成候、以上

右御通行ニ付 やい人三人 トモ 栄助伴・久吉・おせん

右之通りニ而御通行之義差支茂一切無之様ニ而相勤申候、以上

五月六日 御本陣

さくら井吉兵衛

五月六日 御宿入

一伊達若狭守様 御昼夜

御宿入 弐百疋

六尺衆 廿人計

御支度四拾人程不減 是ハ御旅籠之分、外ニ膳めし

徒衆 廿人計

右者太田川出水ニ付御延引ニ相成、夫より先宿なまつなわで差遣江河合川者勿論、加州大聖寺様御留居ニ相成、夫ゆへ当宿ニ御休御泊り共被仰候、相勤申候

五月九日

福井少将様事

一松平越前守様 御小休

御目録 三百疋

御支度拾五六人程、不残御旅籠ニ而用意之事

六尺膳めし 廿五六人

此外用意不及候事

右之通り相勤申候

嘉永元申五月十日 御嶽泊、鵜沼御昼休入候泊

一因幡少将様 御昼休

銀三枚 御目録

御本陣支度 上下共 四拾人程

上分御昼旅こ代壱人ニ付百六文ツ、  
下分同壱人ニ付八十八文ツ、

御拝領御鷹宿 川内屋六人  
御馬宿三軒

武拾人 一 穂びす屋

十三人 二 梅 屋

十四人 三 越後屋

御関札役人武人 是ハ前々日ニ御出被成候  
御宿割六人 是分ハ前日御出被成候

右役人ハ壱文も御払ハ無御座候、以上

六尺廿人程拾武文位も名々御払無御座候

右者追越シ之方無御座候、壱人も御座なく  
右之通り相勤申候、以上

嘉永元年申五月十二日 泊

一水戸様

御茶壺

上下拾人

上武人

二ノ間、三ノ間

次四人

御膳所

下四人

西座敷

風呂場 武本

新湯殿壱

庭 壱

御目録 武百疋

但し 御旅こ代共

同年申五月廿二日

一土井能登守様 御泊り

たる井泊

う沼泊

大久手泊

金壺両

御宿料

御献上物

御断

御本陣入

式拾七人

上下共壺人ニ付武百文ツ、

外ニ 拾三人 通日雇入

二口ノ四拾人 本陣入

日雇旅籠 壱人ニ付 百四拾八文ツ、

札宿 拾九軒

油紙宿壺軒茂無之

手廻頭宿が帳場ニ相成

風呂取湯共 四本立候

御宿割五日前ニ五人御越、御宿割被成候

御閑札無之

しく台 式拾丁

手庄具 式拾丁

此殿様ニハ先女中か三日前ニ御越御通行之処、

今般ハ東海道ヲ御通

り被成候

内や(種人)一二四人

状使 清六

おたミ、山きく、おりか

右之通

桜井吉兵衛

嘉永元年申五月廿三日よ

赤坂

一柳何様御内

う沼

役御中老

細久手

立花右馬様

御同勢拾七人

内 上壺人 式人払四百文

次七人 壱人ニ付武百文ツ、

下九人 一人ニ付百四拾八文ツ、

御宿入 一文茂無之

献上料茂相かなハズ

風呂場 取湯共 三本立

右之通りニ而相勤候

五月廿三日 □主

桜井吉兵衛

嘉永元年申五月廿四日

一松平左衛門尉様

御隠居 赤坂泊り

閑山様御下り う沼泊

細漱泊り

御目録 金式朱被下候

御上様御壺人御旅籠 金式朱被下候

御本陣入 四拾四人

御下宿 式軒 壱番 拾三人

式番 拾人

上下共壱人ニ付旅籠代 百七拾六文ツ、

御旅籠代 百四拾八文ツ、  
昼支度代 七拾貳文ツ、

御宿札無之

御下宿之札茂御座なく候間、手前より書遣し候

御風呂 御取湯 壱本

新湯殿 壱本

庭 式本

内やとイド男女共 三人雇フ

御旅籠ハ大払ニ而被下候、以上

右之御方重而御通行之時ハ、御旅こ代もう少々相増候様御願

申上候

右之通ニ而相勤申候、以上

御本陣

桜井吉兵衛

嘉永元年六月 細久手

一河柳 立花織部様

鶴沼

金式朱 御目録

本陣入 御同勢共壱人 不残式百文払

右之通り相勤申候

永永元年申六月八日ニ御立日 但当宿  
二条御門番頭 御下り

三輪清左衛門様

御上下共七人

一奥州棚倉家中

前田定七様と御先約之御座候人足四人馬武疋、此方至而御手

當宜敷候間、左ニ印シ置申候

一御目録 金三百疋

一御献上料 金式朱

一御旅籠代 金式百疋 十四人ニ付

御上下共御壱人ニ付

取湯 壱本  
にハ風呂 壱本  
ノ式本相立申候

御風呂 式本

右之通り御払被下候  
三日計私シ方ニ御逗留被下候  
右御旅こ之外ニ 為茶と三百文被下候  
此人ハ時計之いたうてすき成人仏ニ御座候

右ハ河渡泊り而太田泊之割ニ候處、沙はき川出船ニ付其節誠以大つ  
いりニ候而、さつ足川明ニも相成申不候而御泊り被成候、以上

桜井吉兵衛

上下七人 次三人 下四人

宿口御出迎御案内之事  
是ハ本陣より西ニ御宿壱軒入用之事

右之通り無故障御相勤申候

一土州様 御小休

御尊骸

御目録 式百疋

御台所料 百疋

献上料 式朱

御支度 三拾人

六尺 百五拾人

但シ是ハ皆々にきりめしニ而用意、壱人ニ付拾式文ツ、

右之通り相勤申候

外ニ 下宿馬宿壱軒まし候也、折り

嘉永元九月十四日

一尾州高須様御事

松平摶津守 下り 御泊

御目録 千疋

御下宿 拾七軒

日雇 拾六軒

御旅籠上下共 百廿四文ツ、

但シ大払

人馬御當日入用 武百人余、馬式拾疋

太田御大官様

右之通り相勤申候

本

陣入之儀者一向少勢拾五六人程御支度之、跡々者下宿江御詰被成候、此儀本陣より申付候得者、皆々本陣支度之事

右之通り無滯御勤申候

九月晦日

一柴田善之丞様 御昼

支度手当ニ不及、皆々持弁当之事

御目録御茶代共壱文も御座なく候

右者田方御檢見之節御出被成候、笠松御出立、当宿御昼

嘉永元九月晦日 細久手

一加納中将様御事

永井肥前守様

御宿入 壱両也

御下宿 六軒

日雇 七軒

御本陣入 廿三人

内七人 日雇方御払

嘉永二酉三月

二月廿六日

長崎御奉行

一大屋遠江守様

御上り

御め録

式百疋

御上様壹人

三百六拾四文

御下宿

拾九軒

御上分

壹百六拾文ツ、  
百三拾式文ツ、

人馬

三百六拾人程、馬三拾八疋程

太田御代官様

岩井や

御所用壹宿

岩井や

上分十八人御賄下廻三拾式人

人馬賃錢之儀前日御宿割より大拏、御当日増人馬分ハ跡改より御

拏

御旅籠之分

人数三拾式人程、御壹人ニ付八拾文ツ、

六尺百式拾人數

壹人ニ付にぎりめし式ツツ、外ニこう之物三切ツ、  
壹人ニ付式拾四文ツ、惣拏ニ被下候

嘉永二年三月四日

赤坂

鶴沼

一庄内御家老

半田茂三郎

赤坂

御本陣入人数式拾四人

三百文

新湯

御上分壹人

五百文

壹本

御次分六人

式百文ツ、

御次分六人

式百文ツ、

日雇方 拾壹人 百五十文ツ、  
御茶なし

名酒式合入

五百文被下候

献上料

五百文被下候

新湯 壱本

庭 壱本

右之通りニ而相勤申候

嘉永二酉三月十日 御小休昼

一土州様御若殿

御尊がい

御目録 式百疋

御膳所料 百疋

御花獻上料 五拾疋

御旅籠之分

人数三拾式人程、御壹人ニ付八拾文ツ、

六尺百式拾人數

壹人ニ付にぎりめし式ツツ、外ニこう之物三切ツ、  
壹人ニ付式拾四文ツ、惣拏ニ被下候

礼平治ニ差支候処、見せにまくヲはり、同見せ之間迄御尊がいヲ  
入而相済申候、豈沢り御先番江申上候、御膳所相立申候間、後日  
ニおみて御通行御座候ハ、前日ニ用意置事

右之通りニ而相勤申候、以上

□主役 さくら井延三郎

人馬 内 人足 百五拾人、外ニ相對御座候

馬 百五拾定

嘉永二年三月晦日

加州金沢城主

加納

一加賀宰相様 御下り

御嶽

右当宿御昼夜休

御目録 銀五枚

此金 三両式分ト◎五百文

御本陣入人数六七拾人計

内廿五人 六尺

七百文御拏之事

内四拾人程旅籠

壹人ニ付 百十文ツ、

御家老 脇本陣

御徒士 東問屋

御馬屋 まつや

御膳所入用

杯手塩皿 数式三拾計

御献上物

八重桜、竹之子五本

御宿割り御同勢

上分四人、次分六人

右者御下々供廻り彼是レ等申候得共御断申、一向御支度ニ不及候、以上、然処五日前ニ御出被成候事ニ候、

一郡山 様

右之通り相勤申候

嘉永二酉年 加納泊

正月晦日

御嶽泊 鶴泊

一加賀宰相様

御昼夜休

御高百式拾四万石

御在所加州金沢御城在ル

銀五枚 御目録

右之分ハ重々御座候

嘉永元申四月

一身延山御聖人様 御泊

此者身山之御但師様、但是者天秤之御但師之事  
人数者拾八九人

但し御逗留ニ相成、此海道より加州其より越前の方江御通行被  
遊候□ニ付、私方ニ而御会帳初メニ而御通り被遊候、參詣之人々  
者、尾州之方より大勢御参詣是有候、以上  
右之通りニ相勤申候、以上

さくら井吉兵衛

御膳所之椀三拾人前、はし三拾人前、つくゑ三丁  
右之通り差上ル事旨用心致す事

若殿様御事

松平時之助様 御昼休

并 同姓茂之丞様 同

御め録 壱両

御次男様分

御め録 壱分

御旅籠之分

次返御女中向、并 御次下々迄

三拾五六人様相済

御六尺衆 廿四人程 膳めし

御膳入用品 膳五膳、盃五枚、はし五膳、めしひつ、

横鉢三ツ かし

金百疋 是ハ問屋場江被下置候

一御関札建方之儀者、先格之通り竹三間半切、芝ニ而切立候事

但シ門前ニ壹本

一御宿割儀者前日ニ御出被成候、御上下四人

一右者此 御殿様至而若殿様之儀御座候間、御女中十七八人様も御

付添被成候

一本陣御賄方之儀、一向御宿割其外御先番之御方よりも、御約束無

御座候、本陣心得を以用意致置候事

右之通り相勤申候

一芸州様御用人

伴新太郎様 大久手泊

伴新太郎様上下共 鶴沼泊

赤坂泊

人数 ノ拾九人 上分

内拾人 九人 日雇方

上分

壹人ニ付貳百文ツ、

下分

一人ニ付百四拾文ツ、

御上壹人者四百文

風呂場 新湯殿、并庭壹本

ノ貳本ニ而相済

少々相客致しても宜敷候事

御茶代者無御座候処、上様江薄桜ヲ御知走(走主)ニ出し申候処、大キニ

召上リ御すゝミニ相成、昼之七ツ半時より夜九ツ時迄御呑被下

成候処、其御時為御祝義ト金壹歩可被成下候、以上

尤人足善七ヲ夜ノ八ツ時より差出、宿引ニ遣ス事、右之通御定宿

ニ相成

右之通ニ而相済申候、以上

桜井延三郎

嘉永二四月廿九日 備前岡山之城主代々領主

一松平内藏頭様 御上り

御目録 壱両貳分

嘉永二年四月廿五日 泊

御下宿 拾弐三軒

御昼夜之節は本陣下宿共支度用意之儀ハ、御当日御約束不残

夫々御入来御旅籠之事

御馬定宿 三四軒

御本陣支度之分、其外下宿共当日御約束之事

御宿割前日之事

但シ 御同勢十五六人様御支度代

壱人ニ付五拾文ツ、御払

御闕札御役人三日前

人馬方御役人三日前 但シ大払

御雇旅籠代壱人ニ付七拾八文ツ、取極

御六尺老人も支度ニ用意ニ不及候、下宿江御出被成候事

御当日御入用道具

御茶方

八面 御煙草方 両用

火鉢五徳付 七ツ

三丁 小盆 三枚

式本 武ツ 壱ツ

半斤 水すまし

炭 雜巾

水溜 草履

式ツ 六七対

式ツ 壱ツ

式ツ 取風

上布 炭

柄杓

茶碗

土瓶

煙草盆

屏風

右之分御煙草方入用

風呂付釜 壱組  
水滯桶 壱ツ  
清〆桶 七ツ  
屏 風 四対  
布 巾 壱ツ  
水指 壱ツ  
式本 柄杓  
盆 火鉢五徳付  
火鉢五徳付 式ツ  
雜巾 壱ツ  
壺指 壱ツ

右之通り無故少相勤申候  
メ 寿明若様御通行被遊候ニ付御越被成候  
御勘定御奉行 一成瀬嘉兵衛様  
御作事御奉行 一三沢鎌藏様  
御上下五人 御宿 同宿  
御上下七人様  
一調役衆  
人数式拾弐人  
一御徒目付 上下三人  
御宿 絹や平右衛門  
一太田御代官様 御宿 河内や嘉右衛門  
御上下七人

但御手代衆様共

御馬宿なし  
御下宿なし

右之通り寿明之若様御通行ニ付名古屋表より御越被成、私方泊り込ニ候、其日之七ツ時頃ニ御差被成御本陣、并御膳水場所等誠ニ以ことく委細御調被成候、其夜者延三郎并召仕之万作、藤吉、其外下女式人、料理人まるや平助と右之名前之者は、一目もねつニ而相勤申候、但シ小牧宿迄御勘定様御本陣江御入宿ニ相成候哉、又者御作事御奉行様御本陣江御入宿ニ相成候哉、伺ニ差出候処、御作事奉行

様が仰ニ者、拙者が本陣江入と被仰候処、御勘定様脇本陣江御差之上宿役人ヲ御召、其上御尋ニ相成候、宿役人申候様子者外ニ申上るしだいもなく、其方小牧宿迄御伺申上候、御作事奉行様仰ニ者、拙者が御本陣江入と被仰候旨御案内申上候ト申上候、其ニ付御勘定奉行御本陣江御越之旨、御作事奉行トひざ組ニ而大入組被成候、□□とうとう御同宿ニ而、御徒目付様之御あいさつニ而相すミ申候

嘉永三戌三月廿七日  
一松平肥前守様 御昼休

御目録 銀式枚

此金 壱両壹分弐朱ト銀三匁五分

御旅籠五六人様

但シ壱人ニ付百文ツ、  
膳めし 三拾人計

六尺衆 廿八人

六拾人計用意

下宿馬宿共 七軒

御宿割前日之事

人馬賃錢当日大払之事

御献上もの御断り

御台所買上もの与一切無御座候

一人馬 人足 百五拾人 御雇共

馬 三拾五疋 是も御雇共

御宿割なし

当日御約束之事

右之通あら／＼留置、無故障相勤申候

二月廿日頃

下宿 三軒 壱番 七人

式番 拾人  
三番 拾五人

一長州様御女中 御昼休

御目録 五拾疋

御本陣入 三拾人

内拾六人 上分

内旅籠壹人付 百廿四文ツ、

拾四人次分

御旅籠壹人ニ付 百文ツ、

右者御触有之候付、途中までむかい文御遣シ、御宿被

仰付候付相

勵申候

右之通り御座候

四月二日

一肥州様御家老 御泊り

鍋嶋周防様

御め録 百五拾疋

御本陣入 上下拾九人

内 九人 御上分

御旅籠 武百六拾四文ツ、

内 七人 次分

御旅籠 武百三拾武文ツ、

内 三人 日雇頭

御旅籠 百五拾文ツ、

用意方常々印置申候処、無相違勤申候

右者此御殿様日光列例幣使御引合ニ相成候付、右有馬日向守様式十

軒、石黒甚六郎様方江私シ御願ニ付御案内申上候、尤前夜甚六江飛

右之通り相勤申候

四月三日

一有馬日向守様 御泊り

御め録 金壱両

金三百疋

是ハ持廻り過御□□内□

御本陣入 三拾五人

内 六人御台人之内 御膳番之者□ニ相成

御膳部用意 三拾四人分

御下宿 拾弐軒 御馬宿共

御日雇衆 五軒

内 壱軒帳場

御闕札是迄壹本て相立申候処、去西年御領分之内つふれニ及、又々其上当戌年江戸御上屋敷類焼ニ付、右御闕札之儀御成ニ相成申候

御宿割 上下三人 前々日御出之事

御旅籠 上下共 百八拾文ツ、

油紙 百五拾文ツ、

脚差立置用心被致候処、格別御延刻ニ相成候付、甚六方おゐて四抬六人計めし計差出シ申候

一甚六方ニ而小休中還往江遠見差出シ置、列幣使御通り被成候処見立、直様注進ニおよび候様申付、右注進次第御出立ニ相成候処、甚六前西之辺より列幣使家司同勢五人ニ而追附、右列幣使家來有馬日向守殿江被仰上候御口上之趣、左ニ印置申候

勅使家司  
一有吉上総守様 家司式人

同断

一星名大膳亮様 家司式人  
外ニ押壱人  
ノ五人

日向守殿御事、宰相中將殿 勅□被蒙 仰候而通行被致候付、御控被下成置候、其段被得御意候、右為御挨拶以使者被申進候

日向守家来

一御請人

御供頭 高麗仲之進様

日向守様より御返事趣左ニ印、何供此方江御使ニ預り奉恐候、幾重

ニも難有仕合奉存候、直様日向守右相さつとして可罷出筈之処、折節病氣死去ニ付難致下乗候付、此方江御控仕申候、此儀御断り

奉申上候、尤右御使返シとして馬場平格、押三人、供壱人ノ六人ニ而、鵜沼宿御小休所まで御出有之、直様御使相済御返り被成候

一勅使より御使ニ被入候御方江、御め録少々ニ而も御遣シ被成候哉、相尋置候処、一向左様儀無之様子ニ御勧被成候

一右御使之者直様御返事趣取計可申様被申間候処、中々有馬様方ニおゐて取計之儀御頼ミ無御座候、何れ茂すい□仕可申上旨被仰わたし、鵜沼宿御小休まで御出被成候事候

御小休所  
一金式百疋 丹羽□野 石黒甚六郎

御案内料

一金三百疋 桜井辰左衛門  
鵜沼宿より新加納まで野通シ参り

一以後何様成儀有之候得共、取次者ハ式百疋、并め録も其序ニ而御濟被成候様、可致事間敷か旨奉存候

一御使返として

馬場平格様鵜沼宿御小休まで御出有之候

四月七日

一正眼寺様 御昼夜

御同勢 上下三人

御め録 百疋 但シ御旅籠共

右之触面

引戸

壱挺

しらし 香之物

七日 加納

両掛

壱荷

七日 鶴沼

右之通り相勤申候

五月三日

一水戸様

御上り

御茶壺 大久手 鶴沼

御目録

式百疋

但シ御旅籠共

外ニ御同勢式人相増ニ付、銀壱匁五分被下置候

五月十七日 十六日 垂井  
一土井能登守様 十七日 鶴沼

御女中

御旅籠上下 式百七拾式文ツ、

但シ弁当付

御女中御先触之趣左ニ印

一本馬 式疋

一人足 式拾六人

右者土井能登守荷物來幾候、大野出立

大野家中 何之誰右衛門

六尺

膳部献立

平 卷あらめ 汁  
焼□□ふ

壱人ニ付拾五文ツ、

式才牛勞

汁

御目録

三百疋

御小休

赤坂御泊

一松平越前守様

太田御泊

五月九日御小休

夫より又々當宿江三日四日路、都合出入ニ而甘武三日頃程も、日限

相懸り申候

右者先例之通御定置而、早立明六ツ時ニ者御差図被成候

一竹立済みミ相成候得共、御跡改相済迄上下右之通ニ相勤候事

當年より六尺衆江計御酒出し申候

猪口 にほく めし

御茶代無御座候、尤献上物なし、納申候共御相談御座なく候

右者此以後御下り節ハ、右之趣□一承知るたし置、此触參り次第御迎可出事

右之通りニ而相勤申候事

五月廿二日

一土井能登守様 御泊り

御め録 壱両

御本陣入 廿七人

大拵 御旅籠式百十六文ツ、

日雇い方 拾五人

百六拾文ツ、

御下宿拾六軒 内壹軒御馬宿

日雇油紙 折込

一御台子之間 入用道具

燭台 七本

内式本 上分 上之□壹切真□付

手燭 四本

折込

一御膳所 入用道具

重箱 壱組

八寸 壱ツ

黒膳 三枚

外ニ 生魚類入用ニ付御尋被成候

右者此御殿様小使之者多分入用ニ付、此以後御泊り之節者上勤下勤之者ニ而、都合拾三人計入用之事

右之通り相勤申候

五月廿五日

五月廿四日

一水戸様 下り 赤坂

御茶壺 廿五日 鶴沼

金式百疋 御め録

御旅籠

御同勢拾式人様

内三人相増候付、鳥目三百文被下置候

御風呂 取湯壹本、新湯壹本

右之通相勤申候

五月廿五日 泊り 御嶽

一肥後大奥 登 昼 鶴沼

御女中 泊り 加納

御め録 金五拾疋

御女中 拾人

此御旅籠百七拾式文ツ、

御役人 九人計

此御旅籠 百文ツ、

六尺 拾五六人

此ハ皆々膳めし

人馬触之写左之通

一人足拾三人

一馬 八疋

是ニ御出立文言

肥後 女中方

右者御殿様より七日前々御出被成候事、右宿引之儀者御嶽御泊り迎文助遣シ申候、仍之都合よろしく候事

六月五日

御嶽 鶴沼

一松平越中守様 御泊り

御在所肥後熊本細川様事

御目録金 三両式分 小判二而歩金二而

御本陣入 メ四拾三人

御旅籠上下共 弐百文払

本陣入分ハ 不残札脇江引替ニ而御勤方より大払

御支度 六拾四人

御札宿八拾壹軒之処、内込ニ而六拾軒ニ而済

人數御用人物

壹軒ニ付 拾九人位より六七人

御旅籠銘々払

油紙 四拾五軒

是ハ少々御札宿之内江も、内込金者村巡りより新屋浜井湯赤坂まで

て

帳場平助、喜左衛門両家ニ而相済

御本陣者無拠御古馬三疋口付之者九人内込、御式人払人式百文払、  
是ハ御旅籠分払

隠居屋六尺壹番式番式拾人内込、御旅籠御本人ニ付是も式百文ツ、

帳場錢壳立 三拾式三両

問屋場壳立 七八両

帳場旅籠

百六拾四文ツ、

尤是ハ米高直ニ付

一御宿割上下八人

御殿様より前々日御出被成候、尤其節御関札御渡シ相成候

一御関札建方仕様

高三間半、四方共青竹、上下者文字入、元ニ切芝なし

西ハ巾町五平西ニ建

東ハ海道藤七前ニ建

一割出シ巾町下宿之分左ニ印

津之田儀右衛門列 はやし

上下八人

定助

末松栄左衛門列 巾

上下七人

彦右衛門

清原逸次列 同

上下八人

佐助

長柄小次列

國定□兵衛

都合拾式人

外様足輕小頭	同人
都合八人	都合拾壱人
供方荒写	木本重助列
都合九人	一既小頭列
都合八人	一既下役人列
外ニ馬七疋	都合八人
一荒仕子	都合六人
高橋次郎藏列	高橋次郎藏列
上下式拾四人	空安寺
此方馬荷外荷物沢山	同
永田作兵衛列	同
上下六人	平七
森角右衛門列	同
上下拾八人	平七
藤木栄藏列	巾
上下三人	五兵衛
西川平助列	太郎兵衛
上下六人	治右衛門
供方	同
荒仕子	同
一右唐伊兵衛方	六人
不時宿申付置候	周藏
是ハ尾州宮御用達并有松しほりや三河や共、いなし參り候事	甲野和三郎列
都合拾六七人成	同
一人馬入用	九助
人足 馬	拾壱人
不時 人足	廐小頭列
右之通相勤申候	同
六月廿二日 垂井 鵜沼 細久手	伊助
一一柳兵部少輔様 御下り	甲野和三郎列
御泊り	同
御目録式百疋	周藏
御本陣入三拾壱人	同

右者当宿六月朔日御昼休候処、太田川出水ニ而御嶽宿五日逗留、川明ニより当宿同月六日に俄ニ御縁替被仰付、御泊り相成申候  
問屋場

### 目録

内 上分式拾三人

下分式拾人

御下宿七軒

御旅籠 上分式百拾弐文ツ、

中分百九拾文ツ、

日雇宿五軒

帳場 加賀屋次良兵衛請負 江戸久保町

日雇 御旅籠百六拾八文ツ、

御馬 壱疋

内 雇人 沢右衛門、金作

おたみ、おまち、おたか

メ五人 外ニ壱人おこま手だい

右之通り相雇候処、至而御しづか成 御殿様ニ御座候付、此後御通

行節二人歩相減候事

右之通ニ而相勤申候

至而御通合宜敷候事

御目録百疋

御本陣入三拾人

外ニ 壱人日雇

御上様式人払

御馬壹疋式人払

此分内ニ而御宿仕候

御旅籠式百三拾弐文ツ、

下宿式軒

内 壱番九人

武番八人

旅籠百三拾八文ツ、

御先触 人足拾三人

馬 八疋

元メ請負人

国人 与三右衛門

右之通相勤申候

七月三日

長崎御奉行

一内藤安房守様 御登り

細久手  
鵜沼

御目録式百疋

御献上料百疋

御下宿拾八軒

日雇打込 帳場共

御旅籠上分式百文ツ、

六月廿二日 大久手

越州様御家老 鵜沼

一稻葉敬次郎様 垂井

御次分百五拾文ツ、

日雇い百三拾式文ツ、

駄賃払

当日前日入之分

人足三百六拾四人

馬 四拾七疋

賃

御旅籠払 拾五貫六百四十八文ツ、

六四立 此金式両壱分式朱ト四百四十八文

御所用聞  
太田御代官 東漆<sup>(タ)</sup>七郎

一御門前より御見込被成候御出迎台、式台迄御出被成候得者御使之

間三之間是ニ而御休

尤 御殿様儀者三之間迄御出迎之事、御家来御見送り御門前迄御出被成候、尤御使返シ御座なく候、是を御使返之と相となく申候

一御献上物 八重桜、大西爪

右之通御献上仕候得共、此以後之儀者此余沢山く用意仕献上可

申事、尤沢山差上候得者、式百疋百疋、少々なれハ四百文又ハ式朱位ニも被相成候事

当日前日入之分  
人足六百廿式人

支配

御勘定

柳道太郎様

御宿 まつや周平

御普請役

中村雅太郎様

御宿 岩井や

御奉行手附書方出役

野口順平様

御宿 立花や

御奉行手附

馬場五郎右衛門様

御宿 茗荷や

右通相勤申候

九月三日四日分

御昼

一松平隱岐守様 御下り

御泊り

御め録銀式枚

是ハ御昼休付被下置候處、御泊ニ相成候付銀壱枚ニ相減シ外

二

金三百疋

是ハ火急御泊りニ付御手当として被下置候

銀壱枚

金三百疋 御昼休ニ被下置候

御目録 銀三枚

是ハ御泊リニ付被下置候

是を金直シ武両ニ相成

御昼御旅籠百廿四文ツ、

拾六七人用意尤当日御約束之事

六尺武拾五人

膳めし武拾人程

御旅籠御本陣六拾四人

御旅籠上下共武百四拾八文ツ、

尤本陣下宿共銘々拵之事

御下宿六拾七軒

但シ油紙共

内三拾七軒札

武拾軒油

日雇旅籠百八拾四文

御昼休当日御約束

御馬宿入用六疋

帳場入用武拾武三両

雇頭江戸政田屋半兵衛

右者御当日大風雨ニ付通路難相成候故、御逗留ニ相成申候

附たり

御宿割前日御出ノ事、上下六人馬人足共御拵前日

三月廿一日

一肥後御用人垂井・う沼

木村次郎左衛門様

御め録五拾疋

御上通拾四人

御閑札昼壱本御門

泊り武本西常右衛門、東瓦や

右通相勤申候

従是嘉永四年辛亥正月改  
二月晦日

長崎御代官他付

一高木作右衛門様御登り

御上下拾九人大湫・鶴沼

内壱人御上武百文

拾七人御次下通是ハ百四拾八文ツ、

百疋御目録

是ハ御次より被下候

御宿壱軒本陣計

人足五拾三人添五拾人

馬八疋

御所用御宿色々

太田手附高瀬越三郎様

是ハ御手札御取替ニ相成申候、尤被下□無之候

右之通無故障之筋ニ相勤申候

御旅籠 三百文ツ、

御手廻り 陸尺

拾人

御旅籠式百文ツ、

右之通無故障相勤申候

四月十四日

一芸州様御使  
佐々良助様

御泊り

内 壱人 御上様

御旅籠四百四拾八文ツ、

拾人 御次通

御旅籠三百文ツ、

九人 日雇方

御旅籠式百文ツ、

ノ式拾人

外ニ七人 是ハ殿様御附人御衣具掛り

金五拾疋 御目録

但シ御上様ニ御酒少し肴取添差出シ申候処、何れニも代置

様被仰聞候付、酒肴ニ而三百七拾弐文頂戴仕候  
右者今般 若殿様御位ニ付、從江戸京都江御使として被為入候節、  
如此御宿仕候

右者此御殿様東問屋より前日大久手宿迄引ニ遣シ候処、中々東問屋

江被 仰付無之候ニ付、無拠立替り候、後より利左衛門差立申候処、  
直様私シ方江被仰付候付、夫々用意方いたし無故障相勤候、格度右

右之通無故障相勤申候

四月十七日

一因州様御家老

大湫

池田式部様 上り 鶴沼

御目録 金式百疋被下置候

御献上物 不納申候

御旅籠代壹人付 三百拾六文ツ、

日雇い百七拾弐文ツ、

外ニ 八文ツ、増ニテ

御下宿八軒

内 三軒 札宿 三役 七人

武軒 隠居内込

五軒 日雇足輕 六人

武番 三番 立花や

四番 五番 茗荷や

壹番 蝙子や

御同勢三拾壹人様

内 三人分 御払方か引揚ニ相成申候

外 式人様御膳所

是ハ用意ニ不及候付、御旅籠に払無之候

外 壱人 日雇

人 式人 本陣内込

馬 壱疋

ニ印置申候、以上

右之義相印置候通

御足輕 七人 本陣内込

御三役 六人 右同断

御小人

ノ武軒

是ハ此以後ハ本陣が隠宅隠居か内込ニ而も宜敷候、左様御承知可  
被下候、以上

雨掛 武荷  
鳥三疋

ノ人足 武拾壱人

馬 三疋

御触面

右ニ四拾八人掛  
外馬四疋入

馬附四人

右通無故障相勤申候

外ニ 御所用無之候

先払式人相済

四月十九日□大坂御藏奉行  
一比留間金三郎様 下り 泊り

并 御家内御同越

御同勢九人様

内 五人 御上分

四人 次下分

御払壱人付上下共百四拾八文ツ、

御献上物 名酒三合入壱坪、菓子少々

御献上料 白銀五六匁被下置候

御荷物

長棒壱挺

切□壱挺

垂箱壱挺

鉤具足壱ツ

長物壱棹

か合加籠壱荷

四月廿一日 是ハ三月交代ニ御座候  
一竹中図書助様 御下り 御泊

御目録 武百疋

御上様御壱人様

御膳料 武朱

御本陣入 武拾壱人様

御旅籠御壱人 武百四拾八文

日雇宿壱軒 旅籠武百文

札宿壱軒 河内や

同勢八人

牽馬 なし

人馬触前日御差立ニ相成申候付、右触着ニ御座候得者、急度御出

ニ間違無御座候候

人馬 武拾壱人

馬拾式正

風 取湯共三本ニ御座候

御台所立不申候

右之通無故障相勤申候  
御献上物御断ニ御座候

四月廿九日

越州様御家老 大久手

一本多肇様 御登り 鵜沼

御目録 式百疋

御壱人様 式人払

外ニ 武朱人馬御肴酒御買上ニ相成申候

御同勢 式拾七人

御旅籠 武百四拾八文ツ、

外ニ廿四文ツ、増

御下宿 三軒

日雇計ニ御座候、旅籠百九拾文ツ、

御馬 壱疋

是ハ武人払ニ御座候

御獻上物御断

先触 人足拾六人

御風呂 三本共、

馬五疋

御先荷物 人足式人

馬六疋

ノ右御才領様御約束ニ御座候ニ付相勤申候

右之通無故障相勤申候

四月晦日 大久手

一柳川御家老 御登り 鵜沼

大村主馬様

御目録 青銅三拾疋

御同勢 式拾六人

内 壱人 御上分 三百文

拾五人 次通 武百四拾八文

拾人 日雇 武百八文ツ、

馬なし

御風呂之儀者重而御通行之節ハ、次之御風呂ニいたし置、御

取湯ニ者不及候事

人馬触 人足四人

馬六疋

右之通ニ而無故障相勤申候

五月五日 御獄 鵜沼 加納

一黒田甲斐守様 御登り 御昼休

御め録 百疋ニ限り

御旅籠 拾七人

但シ代 百四拾文六ツ、

膳めし 拾人用意入用

六尺 拾四人棒頭共

四拾壱人

米八升

◎取湯 三貫武百文

馬宿之儀ハ大田川出水ニ付笠松返り

御台所七りん立ニ相成申候

外ニ壱人 合羽籠  
御徒士四人 隠居江内込親次甚立腹有之候

御旅籠御壱人ニ付 武百四拾八文ツ、

御上壱人 武人払之事

日雇旅籠 武百文ツ、  
献上物御断ニ御座候

馬なし

風呂 取湯、新湯殿、庭風呂、隠居屋ノ四本

右御方様至而いそがしキ御方ニ御座候付、此後可相心得候、

尤大久手御泊りまで、駒吉御迎ニ差遣候事

人馬触 人足拾式人

馬 八疋

御宿割前日ニ御出御約束之事、尤上下三人支度  
人馬 人足 式拾六人

馬 式拾式疋

右貨前日御宿割様より御払被遊候事

右大名様必極静成御方々ニ御座候付、勵者内人数ニ而宜、尤御め  
録も少々之儀ニ付、雇人沢山入候而者勘定ニ相不申候

一御旅籠当日極ニ御座候、尤殿方様より御取極旨なし、賄人数是迄  
追振之通用意可給事

右之通無故障相勤申候

五月十四日

一筑州様 御登り 御昼

御隱居 御獄 鵜沼 加納

備前守様御遣髪

御目録 銀子壱枚

此金 武分武朱ト五匁九分

御下宿 壱軒

御本陣入 武拾六人

是ハ当日御先番之御方様より御約束之事

五月十日

長州様御家老

大久手

一益田源兵衛様 御登り 鵜沼

御目録百疋

御本陣入 武拾武人

六尺 八人 是ハ本家江内込申候

大拵之事

御旅籠壱人ニ付 百廿六文ツ、取極置

御六尺拾弐人 是ハ八人之御約束ニ御座候得共、

右之通用意致候処入用

御宿割前々日御出被成、人数三人様馬壱疋御出入用之事、酒中

酒ニ而罷出候

五月十六日  
一永井肥前守様 御下り 御昼休  
金百疋 御め録

名古屋 御使并御所用聞御伝馬裁許ニ付、出役御方共

太田より 御出無之候事

御花献上御断之事

膳めしなし

人馬賃錢名々拵之事

右之通無故障相勤申候

金百疋 問屋場江、御目録

五月十五日

一水戸様 御登り 細久手

御茶壺

鵜沼

御上下御逗留中廿四日之間、是ハ年々□壱両日ハ不用事

御目録百疋

御旅籠百疋

外ニ 壱両五分 人数壱人相増

人馬

御人数拾人上下共

右之通無故障相勤申候

五月十八日  
前日 小倉新五郎様并片岡左岡様江

右御兩人様江向御状差遣シ、御尋申上候事  
六尺拾弐人

御旅籠拾弐人 壱百拾六文ツ、

外ニ 膳めし 小差いろく  
弐三人

右之通無故障相勤申候

五月十八日

一伊達遠江守様 御登り 細久手

御泊り

鵜沼

金式両 御目録

御札宿式拾八軒

日雇い札宿江内込ニ而拾八九軒  
御旅籠上下共 弐百八拾四文ツ、

御日雇旅籠 弐百文ツ、

御馬五疋 是ハ本陣江内込申候

是之人数拾弐人

御寄□御坊主方江入用道具御差番被備取候之分ニ御座候

一百四拾八文 皮竹  
一塙三合

一牛勞 壱本

一燭台 五本

□切壺共

一手燭 五ツ

一行灯 五ツ

一台子 壱飾

是ハ壹字共ゆふ

一粉藤 沢山

御□之処

一小火鉢 五徳共

数大分

一炭 沢山

一風呂土瓶 壱組

一湯殿路次健

一本陣繪図

右之通御買上ニ相成候得共、右之外ニ而も珍物等有之候得者、差出

可申候旨之御挨拶有之候、以上

一廿四文 ふき

一かはやき 少々

右之通御買上ニ相成候得共、右之外ニ而も珍物等有之候得者、差出

可申候旨之御挨拶有之候、以上

右ニ入用道具

一膳七八枚茶碗拾ツ汁椀拾ツ、外ニもいろ／＼少し度々

一此度之儀者御旅籠大拵之事、惣人數貳百五拾四人、旅籠惣人數七

拾貫廿四文

一御在國中ニ付

御使御出可被成苦候処、御僕約中ニ付御使ハ御出無之候付、依而右之段宿役人本陣より申上候様等之御事、御陣屋より被仰聞候ニ付、其段伊達様江申上候処、今日太田宿発、此方よりハ使者差立置候間、右様申候共一向御返答も無之候間、右段御陣屋江御達申上候処、又々御手違ニ相成候得者、此趣ニ為申候様苦之御事ニ而、下書御渡ニ相成候付右ニ写置申候

同様之事

下書写左之通

乍おそれながら恐御達奉申上候御事

伊達遠江守様今十八日御泊ニ付而者 御使等被為 有候苦之処、  
御省略中御取扱無御座候付、兼而被 仰渡候趣其筋御役人様江申上候処、右御答ニ者御申述之段遠江守江申達候処、御念被為入候御儀難有致 承知、其御筋江御達之儀者、猶其許そのもとより可然頼入存

一式百文 茄子拾五

台所入用

一小鯛大鯛 壱羽ツ、

一大こ□ 壱本

一式百文

候由被仰聞候、仍之手札壹枚相添御達奉申上候、  
此處ニ手札御附御達候事

以上

外 油紙掛り善七

女雇 弐人 すて、まさ

伊達遠江守内  
桜井久左衛門

鶴沼宿

本陣 桜井吉兵衛

一御旅籠當ハ取構之事  
此殿様請取物等目録請取、非分書壹通

一御旅籠大拵之事  
人馬貨大拵之事

亥 五月十九日

東条七四郎様  
御陣屋

右為御目録式百疋被下候

御閑札式枚 蜂右衛門 表

瓦屋表

一御宿割上下五人

外 駄賃払御役人弐人

ノ七人

是ハ前日御閑札御持參ニ而御出被成、尤駄賃大拵之事

本陣手代

雇人 羽袴 松右衛門

久吉

金次郎

内男三人

ノ女三人

外 茂り差添

メし煎 勘兵衛女房

ノ拾壹人

是ハ茶屋支度と奉存候処、俄ニ被仰付候付、誠以大取込、  
尤前夜加納宿迄出置候歟と奉存候得共、慥ニ茶屋と存候故不出候付如此、以後御通行之節ハ前日用意可致置候事、尤途中迄為伺ひ、是□□人可出事  
一右御殿様御入込、夫より御出立之節跡ニ手帳失念有之、中一覽いたし候処、小休宿之儀茂式朱ツ、被下候印有之、尤下拙方之儀者、日光例幣使引合ニ而、彼是世話いたし候儀ニ付、百疋被下候印有之候得共、弐疋すはい切五拾疋出ス

一手帳上書田比良氏と印有之候、右手帳跡より追欠させ手渡し仕候

五月廿日 加納 御嶽

一有馬日向守様 御下り 小休屋

御目録 五拾疋

御旅籠 拾人

至而龜末ニ付百六文ツ、頂戴仕候

御六尺 八人 外 壱人目籠

へ者、名前者佐木又助と申人ニ有之候

右之通ニ無故障相勤申候

嘉永四年亥五月廿一日より

御公役様五海道御取調御取締并日ノ帳諸日記此度御調書上候通廉々

左ニ印置申候

一御本陣由緒家図書壱冊

一宿方并助郷近在明村共一円絵図面六十め四枚継壱枚

一助郷高帳取認壱箇

一宿助郷熟談書折々出入廉々

右之通御取調御公役様御名前左ニ印

六月十日

一水戸様 御下り 赤坂

御茶壺

鶴沼

御同勢拾人

御目録百疋

御旅籠百疋

外 白銀壱匁五分

御うんどん 七升仕候中ニ御茶漬宜敷方之御方々御座候

右之通相勤申候

六月十六日 大久手

一香山下野守様 御上り 鶴沼

御目録 金壱両也

御下宿 弐拾三軒

油紙 拾軒

内壱軒 日雇通帳場

是ハ川指ニ付相止笠松廻り加納江出ル

御馬三疋

当年ハ 御関札相止申候

なし

御旅籠大払 但シ小納戸方より御払被成共御下宿ニ而

御旅籠上下共 弐百四拾八文

日雇い 弐百文ツ、

御本陣入 拾三人

風呂 取湯 二之口 新湯殿、庭風呂

日雇 善七 お春 お留 金作メ外ハ内人数共

人馬賃大払 但シ御宿割様一統ニ相見候

帳場錢 拾五両入用

内 五両東問屋 五両丸一屋 五両さくら井メ

元メ引請 箱挟口

御宿割上下共五人 上壱人、次弐人、下弐人

右者前々日御出被成候

人馬 人足 弐拾五人

馬 弐拾疋

此御殿様人馬触旨無御座候

御宿割さまより御約束之事

右之通無故障相勤申候  
外相印置申候

候付、御当面昼夜被仰付候

七月一日

二戸田采女正様 御小休昼夜 御登り

太田鶴沼美濃守

御目録 五拾疋

八十文ツ、御支度 四拾式人御茶漬

是者先々御飛脚方より御約束ニ書付差上申処、昼夜御検約ハ

御座なく、当日ニ被仰付候事

御六尺 八人

二月廿七日

一加藤越中守様 御登り 御昼夜休

伏見 鶴沼 合渡

御目録 百疋

昼夜宿 壱軒 拾式人計

御旅籠膳

御本陣入 式拾人計

是ハ殿方より御約束とるゝ用意可致事

昼夜籠

御旅籠 百三拾式文ツ、

御馬 式疋 代六百文

御宿割 上下三人

外 式人先触才領

御六尺拾式人棒頭共

右之通無故障相勤申候

八月二日

一長崎奉行 牧志摩守様 御登り

細久手 鶴沼

御宿入 式百疋

御献上料 五拾疋

御本陣入 五拾八人

御下宿 拾五軒

御勘定

ノ

御手附 五軒

御旅籠 但 上 式百文

下 百五拾八文

日雇 百三拾壹文

右者當宿御泊り之処、信州和田峠山棲ニ付御休泊割御繰替ニ相成

ノ